

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年3月25日 火曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (官房部局)
野口総務課長
森川人事課長

議 題

人事院規則2―3(人事院事務総局等の組織)等の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則2―3(人事院事務総局等の組織)等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 2 — 3 (人事院事務総局等の組織)等の一部改正について

令和 7 年 3 月 2 5 日
官 房 部 局

1 人事院規則 2 — 3 (人事院事務総局等の組織)の一部改正

改正理由

令和 7 年度の機構・定員要求において、以下の 2 つの官職の設置について要求を行い、設置が認められたため、所要の改正を行う。

- ・ 給与局給与第一課給与調査研究室長

職務に応じた報酬水準の在り方や民間における職務給の動向等についての調査研究を行うための体制を整備するもの。

- ・ 事務総局総務課総務企画調整官

人事院の組織運営方針を策定・統括し、組織力強化を推進する体制を整備するもの。

また、類似の官職（人材企画調整官・職員福祉企画調整官）についても、これにあわせて、所要の形式的改正を行う。

超過勤務に関する制度の企画及び立案等に関する事務を、職員福祉局職員福祉課勤務時間第一班（「勤務時間等に関する制度」の一部として所掌）から同課勤務時間調査・指導室に移管するため、所要の改正を行う。

改正内容

第 20 条：職員福祉局職員福祉課勤務時間調査・指導室の所掌事務に超過勤務に関する制度の企画・立案を追加

第 37 条：給与局給与第一課法人給与調査室を廃止し、給与局給与第一課給与調査研究室を新設

第 48 条：総務課総務企画調整官の新設

第 53 条：職員福祉企画調整官の規定の形式的改正

第 55 条：人材企画調整官の規定の形式的改正

2 人事院規則 2 — 1 4 (人事院の職員の定員)の一部改正

改正理由

令和 7 年度予算の成立により人事院の職員の定員が 3 人減少（純増 1、定年引上げに伴う特例定員の時限到来減 4）することに伴い、人事院規則 2 — 1 4（人事院の職員の定員）について所要の改正を行う。

改正内容

人事院の職員の定員を「6 2 1 人」から「6 1 8 人」に改める。

6 年度末の定員 6 2 1 人



8 人（増員）、

7 人（定員合理化等）、

4 人（定年引上げに伴う特例定員の時限到来減）

7 年 4 月 1 日からの定員 6 1 8 人

（注） 上記の各定員には、特別職の定員 5 人を含まない。

3 公布日及び施行日

令和 7 年 4 月 1 日公布、施行

（年度内に予算が成立しなかった場合は、成立後速やかに公布・施行）

4 適用日（人事院規則 2 — 1 4（人事院の職員の定員）のみ）

令和 7 年 4 月 1 日

以 上

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則二二三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則二二三―四二

人事院規則二二三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則
人事院規則二二三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職員福祉課の所掌事務等） 第二十条 （略） 2・3 （略）	（職員福祉課の所掌事務等） 第二十条 （略） 2・3 （略）

4 勤務時間調査・指導室は第一項第二号に掲げる事務のうち超過勤務に関する制度の企画及び立案並びに超過勤務に関する報告及び勧告に関する事務並びに同項第三号に掲げる事務のうち超過勤務に関する基準の設定並びに勤務時間及び休日に関する基準の遵守に係る調査及び指導に関する事務を、健康安全対策推進室は同項第四号及び第六号に掲げる事務（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉に関する法令の企画及び立案、調査研究並びにその実施に関する事務を除く。）をつかさどる。

（給与第一課の所掌事務等）

第三十七条（略）

4 勤務時間調査・指導室は第一項第三号に掲げる事務のうち勤務時間及び休日に関する基準の遵守に係る調査及び指導に関する事務を、健康安全対策推進室は同項第四号及び第六号に掲げる事務（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉に関する法令の企画及び立案、調査研究並びにその実施に関する事務を除く。）をつかさどる。

（給与第一課の所掌事務等）

第三十七条（略）

2 給与第一課に、企画室及び給与調査研究室を置く。	2 給与第一課に、企画室及び法人給与調査室を置く。
3 (略)	3 (略)
4 企画室は第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事項に関する事務並びに同項第六号及び第七号に掲げる事務（給与調査研究室の所掌に属するものを除く。）を、給与調査研究室は同項第六号及び第七号に掲げる事務のうち職務に応じた給与水準に係る調査研究に関する事務並びに第八号に掲げる事務をつかさどる。	4 企画室は第一項第一号に掲げる事務のうち特に命ぜられた事項に関する事務並びに同項第六号及び第七号に掲げる事務を、法人給与調査室は同項第八号に掲げる事務をつかさどる。
(総務企画調整官)	
第四十八条 総務課に、総務企画調整官一人を置く。	第四十八条 削除

2 総務企画調整官は、命を受けて、第九条第一項第五号に掲げる事務を行い、又は同項第四号及び第六号に掲げる事務に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。

（職員福祉企画調整官）

第五十三条 （略）

2 職員福祉企画調整官は、命を受けて、第二十条第一項第一号に掲げる事務を行い、又は同項第二号及び第三号に掲げる事務（勤務時間調査・指導室の所掌に属するものを除く。）に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を

（職員福祉企画調整官）

第五十三条 （略）

2 職員福祉企画調整官は、命を受けて、第二十条第一項第一号に掲げる事務を行い、同項第二号に掲げる事務及び第三号に掲げる事務（勤務時間調査・指導室の所掌に属するものを除く。）に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関

行う。

（人材企画調整官）

第五十五条 （略）

2 人材企画調整官は、命を受けて、第二十九条第一項第一号に掲げる事務（人材確保対策室の所掌に属するものを除く。）を行い、又は同項第二号及び第三号に掲げる事務に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。

する事務を行う。

（人材企画調整官）

第五十五条 （略）

2 人材企画調整官は、命を受けて、第二十九条第一項第一号に掲げる事務（人材確保対策室の所掌に属するものを除く。）を行い、同項第二号及び第三号に掲げる事務に関する重要事項の企画及び立案に参画するほか、特に命ぜられた事項の企画調整に関する事務を行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則二―一四―一八

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、 <u>六百十八人</u> （うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員と	人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、 <u>六百二十一人</u> （うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員と

する。)とする。

する。)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則二―四の規定は、令和七年四月一日から適用する。